

令和7年 6月

保護者の皆様へ

寝屋川市立第一中学校
寝屋川市立 東 小学校
寝屋川市立中央小学校

緊急災害時の児童・生徒の対応措置について

令和7年度6月より寝屋川市教育委員会の緊急災害時の対応措置が改定されましたので、一中校区でも対応措置を改定いたしました。ご確認ください。

1. <東部大阪または寝屋川市に気象警報が発表された場合> 【暴風警報・特別警報発表時】

1. 午前7時現在で警報が発表されている場合	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の登校は見合わせ、自宅待機させる。 <p><給食について></p> <ul style="list-style-type: none"> 給食は中止とする。
2. 午前9時までに警報が解除された場合	<ul style="list-style-type: none"> 午前10時の始業とし、午前授業までとする。 (午前9時55分学校到着を目安に登校する。) 自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合、その旨を学校に連絡する。安全上、自宅学習を選択し、オンライン授業を希望した場合、出席停止とする。
3. 午前9時現在で警報が解除されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> 臨時休業とする。
4. 児童・生徒が 在校時 に警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意し、下記の措置をとる。 ①直ちに緊急一斉下校の措置をとる。 下校に際しては、児童・生徒の安全を第一に考え、教職員が付き添うとともに、さくら連絡網等で保護者に連絡する。 ※但し、特別警報の際は、①はなく、即②の保護者（引渡登録者）への引き渡しによる下校措置とする。 ②緊急一斉下校が、危険であると判断される場合は、児童・生徒の安全に十分配慮の上、児童・生徒を校内にとどめ、さくら連絡網等で保護者に連絡し、保護者（引渡登録者）への引き渡しによる下校措置をとる。 ③保護者（引渡登録者）不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。 <p>【暴風警報解除の時・特別警報解除（暴風警報が継続発表の場合を除く）の時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置を講じる。

（参考）特別警報について

○ 大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪

【大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪】警報の基準をはるかに超える、危険度の高いものが「○○特別警報」として発表される。 ※『洪水』は特別警報の設定なし。

○ 津波・噴火

危険度が非常に高いレベルの警報が「特別警報」として位置付けられている。

※大津波警報、噴火警報（噴火警報レベル4以上及び居住区域）

【大雨警報・洪水警報・大雪警報発表時】

- ・通常授業とする。
- ・自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合、その旨を学校に連絡する。
- ・安全上、自宅学習を選択し、オンライン授業を希望した場合、出席停止とする。

2. <地震発生時の対応>

1. 児童・生徒が在宅時	<p>【震度4以下の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・原則、平常授業とする。 (被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もある。) <p>【震度5弱以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・臨時休業とする。
2. 児童・生徒が登下校中	<ul style="list-style-type: none">・大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難させる。その後、速やかに児童・生徒の安否確認を行う。 <p>【震度4以下の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行う。・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。(被害状況によっては、必要に応じ、さくら連絡網等で保護者に連絡する。) <p>【震度5弱以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者(引渡登録者)への引き渡しによる下校措置をとる。・保護者(引渡登録者)不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。
3. 児童・生徒が在校時	<ul style="list-style-type: none">・大きな揺れを感じた場合、机の下に隠れる、窓から離れる等、自分の身を守る行動をとらせる。揺れが収まった後、速やかに、安全な場所へ避難誘導し、保護・監督にあたる。その後、速やかに児童・生徒の安否確認を行う。 <p>【震度4以下の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開する。・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。(被害状況によっては、必要に応じ、さくら連絡網等で保護者に連絡する。) <p>【震度5弱以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者(引渡登録者)への引き渡しによる下校措置をとる。・保護者(引渡登録者)不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。

※地震発生時は、さくら連絡網や電話が不通になることも予想されるので、保護者の判断で登校前・登校時の登校見合わせや在校時の引き取りなどを可能とする。

3. <落雷の危険がある時の対応>

- 登校前：雷鳴が遠ざかるまで自宅待機し、その後登校する。
- 登下校中：速やかに近くの建物の中に避難する。
- 下校前：雷鳴が遠ざかるまで学校待機で下校を見合わせ、その後下校する。